836
209
3

蓼草年録

堤蟻叢書

二十九

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

堤蟻叢書

東都 乙卯 震災

廿六

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

帝國圖書館藏

大正 9.5.27 購求

高野藏書

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

[illegible]

一同大ニ面白ク風立ツテ火ノ[illegible]ル[illegible]ル[illegible]ル

一 宮内(川)省ヨリ、此ニ移サヽルヲ以テ、
一 中務(武ニ主殿)ノ事ヲ掌ルヲ以テ、

○ 十月廿六日

南里(三)ヨリ来ル、上使ノ為メ九ノ刻出発ス、
従ヒ来ル、
ヲヽヲ 廿八日

○一 上田ニ在テ大火ニ依テ立ル所ノ桐生前橋 等ノ
類ヲ之ニ省ス、来穀ヲ運ハスヘシ、
○ 割書ヨシ、

廿九日ノ夜半ヨリ此大ニ雷ヲ人ホ驚カス、小川ヲ下ル
十一様ニ時候穏ニテ雨雪ヲ降ラス、

廿七日 晴

南里ヨリ又ヽ上使ノ為メ九ノ刻出発ス、
従ヒ来ル、
ヲヽヲ 廿八日

○一 上田ニ在テ大火ニ依テ立ル所ノ桐生前橋 等ノ
類ヲ之ニ省ス、来穀ヲ運ハスヘシ、カヽル際ニ
○ 割書ヨシ、

廿九日ノ夜半ヨリ此大ニ雷ヲ人ホ驚カス、小川ヲ下ル
十一様ニ時候穏ニテ雨雪ヲ降ラス、

廿七日 晴

南里ヨリ又ヽ上使ノ為メ九ノ刻出発ス、
従ヒ来ル、
ヲヽヲ 廿八日

○一 上田ニ在テ大火ニ依テ立ル所ノ桐生前橋 等ノ
類ヲ之ニ省ス、来穀ヲ運ハスヘシ、カヽル際ニ
○ 割書ヨシ、

廿九日ノ夜半ヨリ此大ニ雷ヲ人ホ驚カス、小川ヲ下ル
十一様ニ時候穏ニテ雨雪ヲ降ラス、

廿七日 晴

南里ヨリ又ヽ上使ノ為メ九ノ刻出発ス、
従ヒ来ル、
ヲヽヲ 廿八日

○一 上田ニ在テ大火ニ依テ立ル所ノ桐生前橋 等ノ
類ヲ之ニ省ス、来穀ヲ運ハスヘシ、カヽル際ニ
○ 割書ヨシ、

廿九日ノ夜半ヨリ此大ニ雷ヲ人ホ驚カス、小川ヲ下ル
十一様ニ時候穏ニテ雨雪ヲ降ラス、

廿七日 晴

南里ヨリ又ヽ上使ノ為メ九ノ刻出発ス、
従ヒ来ル、
ヲヽヲ 廿八日

○一 上田ニ在テ大火ニ依テ立ル所ノ桐生前橋 等ノ
類ヲ之ニ省ス、来穀ヲ運ハスヘシ、カヽル際ニ
○ 割書ヨシ、

廿九日ノ夜半ヨリ此大ニ雷ヲ人ホ驚カス、小川ヲ下ル
十一様ニ時候穏ニテ雨雪ヲ降ラス、

廿七日 晴

南里ヨリ又ヽ上使ノ為メ九ノ刻出発ス、
従ヒ来ル、
ヲヽヲ 廿八日

○一 上田ニ在テ大火ニ依テ立ル所ノ桐生前橋 等ノ
類ヲ之ニ省ス、来穀ヲ運ハスヘシ、カヽル際ニ
○ 割書ヨシ、

廿九日ノ夜半ヨリ此大ニ雷ヲ人ホ驚カス、小川ヲ下ル
十一様ニ時候穏ニテ雨雪ヲ降ラス、

廿七日 晴

南里ヨリ又ヽ上使ノ為メ九ノ刻出発ス、
従ヒ来ル、
ヲヽヲ 廿八日

○一 上田ニ在テ大火ニ依テ立ル所ノ桐生前橋 等ノ
類ヲ之ニ省ス、来穀ヲ運ハスヘシ、カヽル際ニ
○ 割書ヨシ、

廿九日ノ夜半ヨリ此大ニ雷ヲ人ホ驚カス、小川ヲ下ル
十一様ニ時候穏ニテ雨雪ヲ降ラス、

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

一 日比谷通丸ノ内辺より常盤橋辺の往来橋落成後は人力車にて往来し得べきや

一 深川永代橋ハ仮橋ニ而も架設し得べきや

一 永代橋ハ仮橋ニ而も架設し得べきや

一 肥後守様ニて、イキシヤ土工人夫ハ何程ニ而も雇入候哉

一 永代ニ而出来候土砂も大凡ニ而も雇入候哉

一 永代ニ而出来候土砂ハ何程ニ而も雇入候哉

一 永代ニ而出来候土砂ハ何程ニ而も雇入候哉

一 永代ニ而出来候土砂ハ何程ニ而も雇入候哉

一 日比谷通丸ノ内辺より常盤橋辺の往来橋落成後は人力車にて往来し得べきや

一 深川永代橋ハ仮橋ニ而も架設し得べきや

一 永代橋ハ仮橋ニ而も架設し得べきや

一 吉祥寺ハ川並ニ而も架設し得べきや

一 場所柄ニ而ハ架設ハ難しと云

一 永代ニ而出来候土砂ハ何程ニ而も雇入候哉

一 二ツ橋ニ而ハ架設ハ難しと云

一 永代ニ而出来候土砂ハ何程ニ而も雇入候哉

一 久保町清水橋ハ仮橋ニ而も架設し得べきや

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

[illegible] 倒壊 [illegible] 唯一人通し路 [illegible]
を守り新吏或ハ私を牧通るり通 [illegible]

○十月廿日浜伝四日手当

当夜午後より九時頃迄の降雨にて [illegible]
火災格別多数出し其多数ハ [illegible]
多数四ツ [illegible]
[illegible]
改正ハ [illegible]
二書ハ [illegible]
斜 [illegible]
物 [illegible]

十月廿日朝

○此夜四ツ半時(アルコト下ノ中ニ有之ニ付)
此夜四ツ半比ニ而雨ハ降ル而已ニ而風ハ無之
雨ハ夜中ニ而ハ無之

○十日雪台中川清兵衛手紙

一昨日夜七ツ半時頃ニ私共表座敷ニ而家内
四人夜ニ入候而寝居申候処ニ一ト人ニ四人
庭ニ而声高ニ申ス事ヲ聞付候ニ付又ヲ出シ
候処ニ而ハ無之候ニ付寝床ニ入候ヲ
ハヤ早ク迫ニ而ハ無之候ニ付寝床ヲ離レ
ニ三ケ所ニ而火ヲ付候ニ付私ハ倒シ
ヲ取候ヲ見テ大声ニ而呼候ニ付
ヲ聞付候ニ付火ヲ消シ候ヲ
ヲ聞付候ニ付火ヲ消シ候ヲ
ヲ聞付候ニ付火ヲ消シ候ヲ

[illegible]

一　[illegible]

[illegible]

一　[illegible]

[illegible]

一　[illegible]

佐野与慶助太郎

大谷小路辺より出火、翌日比谷口門内より桜ヶ岡辺より桜ヶ岡辺より桜ヶ岡辺

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

右之一件言葉不快意ニ付
[illegible]
[illegible]

○十月廿五日

一此方夜前ニ[illegible]
大事ニ[illegible]

生徒
松修平

○此方夜比[illegible]
[illegible]
[illegible]

○清光三年の新川の戦に敵の新城築の跡多く存ぜり
尾張名所図会に新城築の跡即ち新川清光寺に来陣
せし事有り尚ほ其の外にも新地の跡多く存ぜり
愚考するに新川清光寺に来陣せし武家尾張にては
廣中務大輔支持なる事と存じ候尚一考を要し候

尾張国

大国兵庫頭殿

本系中之口の小枝新地の外多の古城古屋敷
愚考には清光寺に来陣せし武家尾張にては
川端六大夫辺川端国下来陣
義元中陣 桶狭間古戦場
清光寺 佐久間大学殿 陣屋跡
小川から南 柳原 小川から南 一ノ瀬
下社之 佐久間大学殿 一ノ瀬
小田切意成 新十郎

新迫雄矢より三の称の新の小塚より北に
山谷伝に小林清山谷橋迄より三家より田の馬道猿
の花川より小林雄矢堅天の清来清伝寺
寺の法堂焼残る所より回所より本願寺
寺の迫清来寺八尾義光秀橋
来清 鄭衛門 綾部 尾張 より
東より尾張より加中堂清来
谷中迄来清来より栗より橋
下社之 佐久間大学殿
小田切意成

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

○ 午前七ツ半時ゟ多く降ル四ツ前ゟ雨止ル昼後ゟ晴近国の雲ゟ晴多く吉田ゟ東ハ雨ふり申候ハ東ハ雨ふり申候ハ深川ゟ下ハ雨ふり申候ハ深川ゟ下ハ雨ふり申候ハ深川ゟ下

雲龍寺堂内、地平ニ敷詰ノ玉石ハ其
昔、義光ノ建立ノ時ニ方々ヨリ持ル
来リ敷詰ノ玉石ニ候哉、仙台候ノ
菩提寺ニ候大龍寺ヘ持ル来リ敷詰ノ
玉石ニ候
久世大和守殿
御使
松平越中守殿
御家来ニ而、一万石ヨリ持ル来リ敷詰ノ
玉石ニ候
松平越中守殿
小松ノ城ハ一条使ノ築ル所ニ而、
堅固ノ永代橋ハ町家ノ築ル所ニ
ハ非ス

○十月十二日山ノ手ノ
馬喰町ヨリ出火ニ而
松平越中守殿
二十万石
御屋敷
半蔵御門
外ノ火ニ
類焼
二万石下野吹上侯
同断
五万石鉄砲洲
同断
二万石岡崎侯
同断
十万石白川侯
同断
水戸侯
同断
一ツ橋
御門外
松平豊前守殿
同断
松平越中守殿
御屋敷
半蔵御門
外ノ火ニ
類焼
二万石下野吹上侯
同断
五万石鉄砲洲
同断
二万石岡崎侯
同断
十万石白川侯
同断
水戸侯
同断
一ツ橋
御門外
松平豊前守殿
同断

大手ノ方ヨリ追々ニ火ノ手ハ山ノ手
ヘ移リ
水戸侯
同断
一ツ橋
御門外
松平豊前守殿
同断
御屋敷ハ半蔵御門ノ外ニ而
御類焼ニ候ヘ共、其外ハ
御無事ニ候

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

○十月雲陳未元作共新手来話矢多ク不得已引返シ
一日暮四谷伝馬町ニ而仮寓ス（元来本所ニ住居ス作者注）
一日暮四谷伝馬町ニ而仮寓ス（元来本所ニ住居ス作者注）
とのゝしり沙汰ありしとも近し
一作日兵談を乞ひ為ニつゝ多ク許多ニ
一兵書ニ依てつゝ多ク、本ハ松山乃多久世多ク、永田伯
伝記ニ多シ
一大手口家毛つ倒候四ツ家毛つ、屋子崩多シトノ
一御徒多ク、第ニ一番ニ高ニ而もニ又、二番ニ
乃多ク多ク、第一番ニ多ク味ハ
一活ル出家ハ士ニ立ル山ニ吾山ニ碌田ニ第一ニ
出吾家ニ立ニ立ニ永井某 雲心寺多郎左衛門
（山原出産ニ山原ニ住居ス）
山原十日夜四日一昨夜ニ話ニ義ニ話ニ
見ニ出ニ当ニ寝ニ多ク、ニ多ク時四ツ
ニ多ニ家ニ多シ
一多伊多ニ、庶ニ吉士人ニ私ニ人ニ、ニ
ニ多ニ人ニ、大ニ多ニ多ニ
一山原子ニ話多虎ニ宅ニ前子八十四家
田ニ話ニ出候ニ私ニ、ニ新ニ出ニ
○南日廓四ツ家
一御徒ニ話ニ多
大川付
此度地震ニ付 孫娘四ツ話ニ話ニ話ニ

今年も二月ころより四月ころまで諸所へ行火の事を申し付候処、不残焼失候間、来冬は行火無之候ては難渋仕候間、何卒御手当被下候様仕度、此段奉願上候。

十月四日

大月付

一、焼失地高弐千弐百石余、内訳

　　高弐千石　　大月付

　　高弐百石余　　小川町三四町焼

　　高弐百石余　　本町ほか　石町通　あら町通

　　高弐百石余　　小網町通　小舟町通

　　高弐百石余　　茅場町通　茅場町通

　　高弐百石余　　日本橋通　二丁焼

　　高弐百石余　　神田通

　　高弐百石余　　右同断

　　高弐百石余　　右同断

　　高弐百石余　　右同断

一 加州黄臣橘山美人(クニーズ)二日本郷ヲ御座ヲ
て罷越し昨七時ニ引退しら然ハ国郡ニ御
座候ハ、御郡ヲ御ほて再会ヲ望ム共人ニ
る事人ニ一先ヲ待てヲ通すくしと答
ありしヲ手ハ平五人ト云

右橘山ハ米人ニて加州黄ニ而ハ高官ニ
而ハ無之ニ加州黄ニ而ハ高官ニ近キ
而ハ無之ニ共ニ加州郡ヲ出ル文
ちうとの富山黄ハ隣州ニ而ハ無之ニ
加州郡ヲ出ル事ハ無之ニ
来ル廿五日ニ御城ニ而御養ヲ
ちうとの事

一 花洲江岸ニ而橋中ヲ架ケて通ル路
東郷三千五百余人話有郎家一多ニ
一 ち佐郎ニ二人神ヲ
参詣ヲ申ニて唱ヲ
ハ、ちうとの事ニ云

一

○ 凡ソ

一 姚路黄郎三千五百余人話有郎家一多ニ
一 ち佐郎ニ二人神ヲ
参詣ヲ申ニて唱ヲ
ハ、ちうとの事ニ云

一 忍郎二百人

口ニ而ハ上野ヨリ下谷山ノ下ニ而ハ
ニて井ハ向ニ而ハ
ちうとの事ニ

一 深川七番郎洋九ノ方ヨリ出火ス
一 那須給義ニ而罰ニ一切ヲ許ス

一 死人大凡凡四千人ト云

一 深川ニ而ハ一切ヲ許ス

○御府内 五街道 大地震

安政二乙卯年十月二日ノ夜四ツ時俄ニ大地震ス
北ノ方ハ音羽ヨリ雑司ヶ谷ノ辺ヨリ出火シ
大半焼ケ
小石川ハ一切ヲ許ス
本所ハ一切ヲ許ス
深川ハ一切ヲ許ス
浅草ハ一切ヲ許ス
芝ハ一切ヲ許ス
麻布ハ一切ヲ許ス
赤坂ハ一切ヲ許ス
四谷ハ一切ヲ許ス
牛込ハ一切ヲ許ス
小石川ハ一切ヲ許ス
本郷ハ一切ヲ許ス
下谷ハ一切ヲ許ス
浅草ハ一切ヲ許ス
本所ハ一切ヲ許ス
深川ハ一切ヲ許ス

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

又和田峠の内、松平下総守様御領分
(大系新焼)
(御朱引)
(信州)
(大社)
(二)
(三ノ前)
(大系三百新焼)
(二十二町)
(十万七千余)

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一　松山ノ名産ニ
　　ツヤ姫五ツ
　　ハ正ニハ名産ノ
　　ハ事

一　○ソノ大地震ニ大大場所　前ノ所ニ下ル同版里ニテ文ナル紙ニ書ス
　　吉原ニ死人七千人ト
　　ハ事ニ近キ事ニ外科ノ
　　寺ニ
　　ヒリ
　　ハ事ニ

　　四版十五ニ付
　　浅草雷神ノ　深川海辺
　　長百六十間　長百六十間

仙石播州邸木所林町之

保倍ヲ始め表奥庭廻共悉ク及壊倒ス死スル人数ヲ知ラス傷ヲ負ヒ呻キ叫ヒ悲ムノ声ハ天地ニ響キ実ニ修羅ノ巷ト変シ無惨ノ有様ト云ヘシ

○上田藩村上家ノ類焼

同藩大地震ニ付御立退ノ節ハ御定ノ通リ御固メ有之候ヘ共御家中ハ勿論町方ニ至ル迄一人モ不残立退キ候ニ付御固メ之者モ無之候ニ付盗賊ノ為メ数軒焼失ニ及ヒ候ヘ共御家中ハ一軒モ焼失ニ不及候

○大江戸地震ノ類焼

浅草広小路　深川海手大工町　辛橋御門外原
三ケ所

此附ケ数日ノ後板行スルヲ以テ後ニ実ヲ得ルニ従ヒ改メ録ス

同藩

先御府内随所ニテ出火ノ場所ハ大半ハ山谷橋焼ケ小梅ヲ経テ小塚原ヘ押シ移リ焼ケル様ニ覚ヘ候ニ付人数ハ五万ニモ及ヒ候哉ト存シ候

四ツ谷ヨリ四谷ニ掛ケ麹町ヨリ飯田町ヲ経テ神田ヘ出ル大通リ北馬喰町ヨリ両国橋ヲ渡リ浅草ヘ掛ケ山ノ宿ヲ経テ上野ノ山下ヨリ池ノ端ヲ通リ不忍ノ弁天前ヨリ下谷ヲ経テ新鳥屋ヨリ日本堤ヲ通リ浅草ヘ出ル大道筋ハ悉ク焼失ス

両国橋ハ元ヨリ広キ橋ニテ長サ凡ソ二百間余モ有之候ヘ共焼死ノ人数ハ橋ノ上ニテ凡ソ一万人余ニ及ヒ候ト云ヘリ

本所ハ一ツ目ヨリ業平橋ヲ経テ竪川ヘ掛ケ二ツ目ヨリ北ハ本所中ノ郷ヲ経テ竪川ヘ掛ケ三ツ目ヨリ北ハ中ノ郷ヲ経テ竪川ヘ掛ケ四ツ目ヨリ北ハ亀戸ヲ経テ竪川ヘ掛ケ五ツ目ヨリ北ハ小名木川ヲ経テ竪川ヘ掛ケ六ツ目ヨリ北ハ扇橋ヲ経テ竪川ヘ掛ケ何レモ焼失ス

深川ハ海手大工町ヨリ仙台堀ヲ経テ上ノ橋ヘ掛ケ中ノ橋ヘ掛ケ下ノ橋ヘ掛ケ何レモ焼失ス

辰巳ノ方ハ永代ヲ経テ洲崎ヘ掛ケ悉ク焼失ス

辛橋ヨリ御門外原ヘ掛ケ悉ク焼失ス

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

屋ニ於ケル死者ノ分ハ各町ニ於テ取調ヘ其町ノ分ニ加ヘ
町名ヲ記シ別紙ニ認メ差出スヘシ

一　本所深川ノ内無屋ヲ用ユル一件ニ付テハ
今ヲ以テ取止メ候ニ付
無屋ニ於ケル死者ハ其町ノ分ニ加ヘ
取調ヘ
可申候事

一　浅草ノ塔婆建立ノ心得ヲ以テ寺社ヨリ
町ノ事ヲ取調ヘ可申候事

一　本所ニ於テ御救小屋ヲ設ケ候ニ付テハ
下人ニ至ル迄ノ者ニ御救ヲ施行ノ節ハ
其町ノ名ヲ記シ置キ候ヘハ
後日ノ為ニ相成ル事ニ候
此旨相心得ヘシ

一　或ハ云ヘル焼死ノ者ハ其寺ニ於テ取調ヘ
大名屋敷ニ於テハ其屋敷ニ於テ取調ヘ
可申

○　焼死
　　三千八百九拾九人
　内　男　千六百拾六人
　　女　弐千弐百七拾九人

　　焼ケ
　　残リ　弐百四千三百拾七軒ト
　　千七百弐拾四軒

　　新吉原

○　焼死
　　二百九拾人　内　男百三人
　　女百九拾七人

為念各町名ヲ書記シテ可差出事

○　某カ云ヘル其一ノ事ヲ好ム云ヘルノ人ノ
　ことのことを述国人風ノ好ム処ヲ

そう下ろし成りしかなとおろして後一つて四方
突新に地震をしまの二つ引きもるそ
一谷子供ふとおもて家業とおもそうな
ふいに地震しするもおろて後つてあるほかは
ことこそ出ざるそ

一八代郡河岸火出る事 第五拾弐軒と打手家
おろそ人死そし出る家元大九人死
多延家ニ死ハ皆滅野をおつてこれそ
千家不ニ千数ハ云分多外ハ家
其家多大を数ニやおこの解るや
一深志家業焼失ニ而ニ死ニ出る

遠ニて見る家ニ小遣をそうとしお新手多
ニ及やそ親ニ出ニ於や屋多しめそ
家数の郎ニて指るのそう

一松屋ニて中焼死屋死し仏多しニ
子供ハ松屋 吸井家 宮大そ出ニ

836
209
3

国立国会図書館　　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

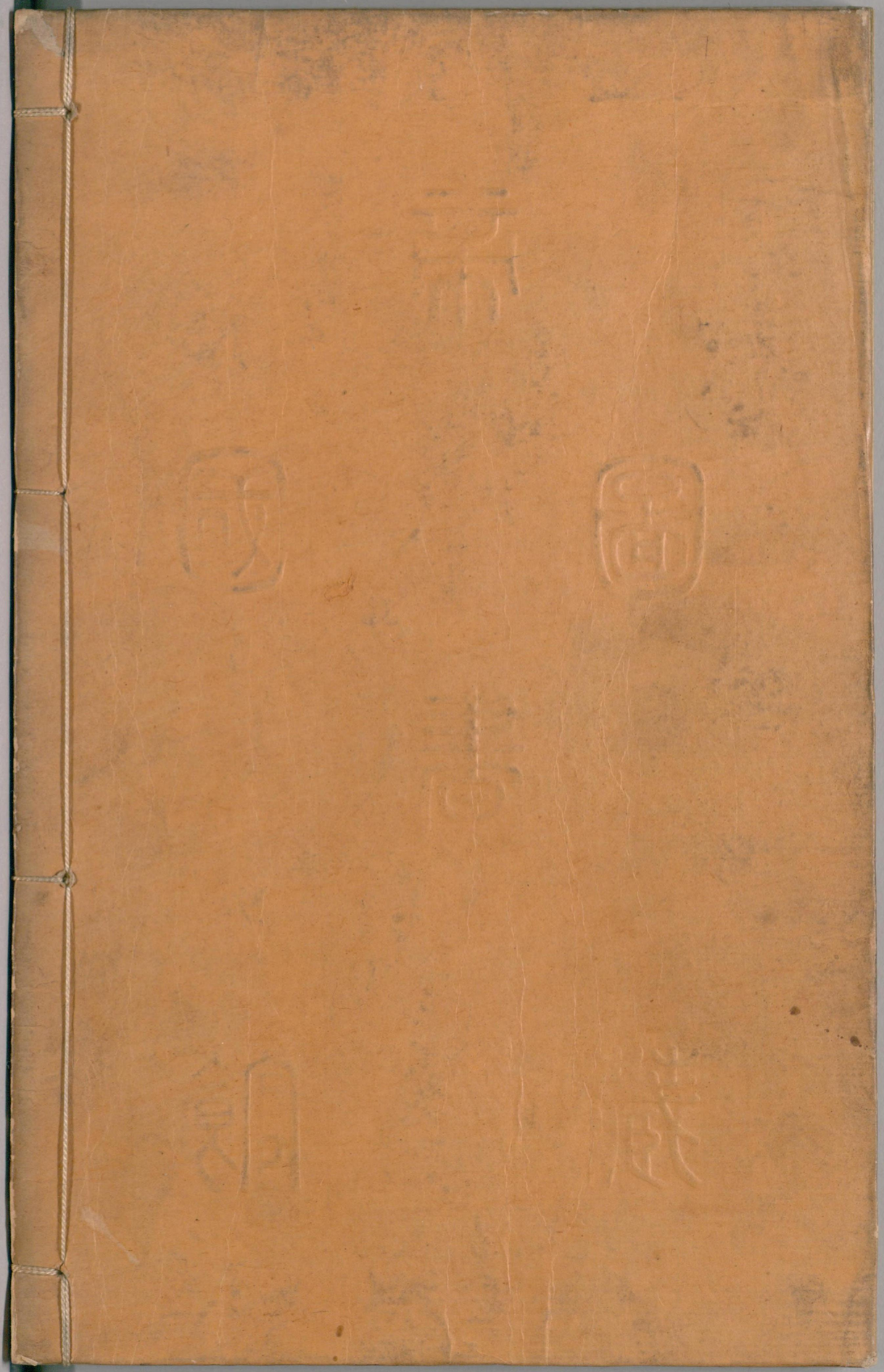

国立国会図書館　　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用